

# 2003年博物館図書館サービス法

平野 美恵子

## [目次]

### はじめに

#### I 経緯

- 1 連邦による助成の開始
- 2 博物館図書館サービス法 (MLSA)

#### II 2003年法の制定

- 1 審議経過
- 2 2003年度予算の確保
- 3 図書館情報学国家委員会の関与の是非

#### III 2003年法の概要

- 1 2003年法の要点
- 2 構成
- 3 各編の主な改正点

#### IV 児童インターネット保護法に関する訴訟と連邦の助成

- 1 訴訟の概要
- 2 連邦の助成への影響

### 翻訳 (20USC §§9101~9176)

#### はじめに

米国には現在、1万5000の博物館と12万2000の図書館がある。これらの博物館と図書館に連邦の助成を行うため、2003年9月25日に「2003年博物館図書館サービス法 (Museum and Library Services Act of 2003)」(以下「2003年法」とする。)が成立した。この法律は、1996年9月30日に制定された「博物館図書館サービス法 (Museum and Library Services Act)」(以下 MLSA とする。)の再授權法である。具体的には、MLSA を改正して、2002会計年度まで与え

られた歳出予算化の権限を2009会計年度まで延長し、あわせて助成プログラムの目的の全面的見直しなどを行ったものである。

この MLSA と2003年法に、二つの法律が影響を与えた。まず第一は、2002年1月8日に成立した「落ちこぼれを作らないための初等中等教育改正法 (No Child Left Behind Act)」である。1965年初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act of 1965) を37年ぶりに大幅改正したこの法律は、ブッシュ大統領が2000年大統領選挙で公約した教育改革を実行するために、その成立を急がせたものである。9.11の同時多発テロ事件直後の、テロとの闘いに忙殺される連邦議会で、この法案が首尾よく可決された背景には、伝統的に「教育」を重要な政策課題としてきた民主党の広範かつ積極的な審議協力があった。この超党派の協力関係が、初等中等教育と深く関わる2003年法案の審議にも維持されて、その内容の充実に好結果をもたらした。例えば、歳出予算の規模は、博物館で1.3倍、図書館で1.5倍に拡大している。

そして、第二の法律は、2000年12月21日に成立した「児童インターネット保護法 (Children's Internet Protection Act)」である。この法律の成立に伴い MLSA の一部改正が行われたが、影響はそれだけに止まらない。米国図書館協会 (American Library Association) は、この法律を合衆国憲法第1修正に抵触するとして違憲訴訟を提起し、連邦地方裁判所は、原告側の主張を認め、差止命令を発したが、合衆国最高裁判所は、この法律の合憲性を認める逆転判決を下した。この訴訟の概要と、これが連邦の助成に与えた影響については、本稿の最終章で取り

上げる。

## I 経緯

### 1 連邦による助成の開始

米国では、合衆国憲法第10修正<sup>(注2)</sup>に基づき文化と教育に関する権限は州に帰属するとされる。連邦政府は、永らくこの第10修正を狭く解釈して、文化と教育の領域への関与にきわめて慎重な姿勢をとり続けた。

連邦による助成の嚆矢となったのは、1956年制定の「連邦図書館サービス法 (Federal Library Services Act)」による農村図書館振興事業<sup>(注3)</sup>である。その後、連邦の助成は漸進的にその規模を拡大し、またその対象を図書館から博物館へと拡張していった。因みに、公共図書館の歳入全体に占める連邦助成金の割合は、2001会計年度において12.7%、これに対して州の財政支出は85.5%、その他1.8%となっている<sup>(注4)</sup>。

図書館への助成に関する法律としては、前述の「連邦図書館サービス法」に続いて、1964年に都市部の図書館サービスと公共図書館建設を推進するための「図書館サービス及び建設法 (Library Services and Construction Act)」が制定され、さらに1996年には高度情報化に対応するための「図書館サービス技術法 (Library Services and Technology Act)」が制定された。

このように図書館に関する法律が時代の要請に合わせて次々代わっていったのに対して、博物館については、1976年制定の「博物館サービス法 (Museum Service Act)」によって助成が行われてきた。

### 2 博物館図書館サービス法 (MLSA)

インターネットを中心とする新たな情報環境の出現で、図書館と博物館に高度情報化への対応と情報格差の是正という共通課題が生じた。

1996年に成立した MLSA は、図書館と博物館に分かれた既存の助成の枠組みを統合することを目的としたもので、そのために、連邦独立機関である全米人文科学基金 (National Foundation on the Arts and the Humanities) の下に、博物館と図書館への連邦の助成に責任を負う博物館図書館サービス協会 (Institute of Museum and Library Services、以下「協会」とする。)を設置する規定を設けた。

その協会の会長に博物館プログラムに関する政策的助言を行うために、MLSA のもとに米国博物館サービス委員会 (National Museum Services Board) を置く規定が設けられた。しかし、図書館プログラムに関しては、図書館情報学国家委員会法 (National Commission on Libraries and Information Science Act) の一部改正を行って、これに基づき図書館情報学国家委員会 (National Commission on Libraries and Information Science) が政策的助言を行ってきた。

MLSA は、「1976年人文科学及び文化事業法 (Arts, Humanities, and Cultural Affairs Act of 1976)」の第II編をなすもので、A部からC部までの3部からなる。A部には総則を置き、B部には前述の図書館サービス技術法を、またC部には同じく前述の博物館サービス法を充てている。

MLSA の成立によって、図書館と博物館に対する連邦の助成の規模が拡大し、さらに、そのことが刺激材料となって、州の財政支出の伸びが連邦の助成を上回る伸びを見せたといった派生効果も生じて、MLSA は、関係者から高い評価を得てきた<sup>(注5)</sup>。

## II 2003年法の制定

### 1 審議経過

MLSA による歳出予算化の授権が2002会計

年度で終了することから、再授權法案が2002年9月30日の会計年度末までの成立を目指して、下院と上院に提出された。しかし、実際に法律が成立したのは、2003会計年度末の2003年9月25日であった。この1年の遅れは、国土安全保障法案の審議が難航し、連邦議会の議事日程が混乱をきわめたことに起因する。

その間、議会期が改まったため、<表1>のとおり、一議会期2本、4法案が提出された。ただし、これらの法案の間に大きな相違点は見られない。

## 2 2003年度予算の確保

第107議会に提出された2法案は、いずれも本会議に上程することができないままに会計年度末を迎えた。このように審議未了で新会計年度における事業の継続に支障が生じる法案については、一括して前年度の割合で歳出を認める継続決議(Continuing resolution)を行い、暫定予算が組まれる。本件についても、継続決議によって前年度並みの暫定予算が確保された。<sup>(注6)</sup>その後、統合歳出予算決議(Consolidated appro-

### <表1> 2003年法の4法案

(第107議会)

下院法案 (HR3784)

提出：2002年2月26日

発議者：フックストラ議員 (共和党)

共同発議者：94名

上院法案 (S2611)

提出：2002年6月11日

発議者：リード議員 (民主党)

共同発議者：23名

(第108議会)

下院法案 (HR13)

提出：2003年1月7日

発議者：フックストラ議員 (共和党)

共同発議者：126名

上院法案 (S888)

提出：2003年4月11日

発議者：グレッグ議員 (共和党)

共同発議者：51名

priations resolution)<sup>(注7)</sup>が行われ、その発効日の2003年2月20日に、2003会計年度の歳出予算として前年度並みの2億4548万5000ドルが協会に割当てられた。ただし、次に述べる図書館情報学国家委員会による協会の会長への政策的助言に関する割当ては、なされなかった。

## 3 図書館情報学国家委員会の関与の是非

法案の審議において、図書館情報学国家委員会が1996年から行ってきた政策的助言の是非が最大の争点となった。

### (1) 問題点

図書館情報学国家委員会は、連邦政府機関等に図書館政策や情報政策に関する助言を行うことを使命として、1970年に設置された連邦独立機関である。MLSAが制定された1996年9月30日に図書館情報学国家委員会法の一部改正が行なわれ、その規定に基づき、協会の会長に政策的助言を行ってきた。

しかし、2003年法案に関する下院の報告書<sup>(注8)</sup>は、ある政府機関が行う助成に他の政府機関が助言することは、事態をきわめて複雑で困難なものにするとし、そうした問題点を解消するために政策的助言の根拠規定をMLSAに一本化する必要があるとしている。さらにまた、協会への助言が廃止された場合に、同委員会の権限と責任は、協会が設置された1996年以前の状態に復するだけであって、それ以上の影響を受けるものではないとした。

このような考えに基づき、4法案のすべてに新たな諮問委員会の設置に関する規定が盛り込まれ、図書館情報学国家委員会の関与は否定された。

### (2) 下院の修正案

2002年3月20日、下院の教育・労働力委員会での下院提出法案(HR3784)の審議に際し、オーウェンス議員(民主党)は、図書館プログラムの策定に図書館情報学国家委員会による専門性

の高い助言が欠かせないとして修正案を提出したが、否決された。<sup>(注9)</sup>

### (3) 上院本会議における法案の修正と可決

2003年1月に改めて下院に提出された法案(HR13)は、3月6日、416対2(棄権16)の大差をもって下院本会議を通過し、3月10日に上院に送付された。しかし、上院でこの法案が付託された保健・教育・労働・年金委員会は、これを棚上げして、上院の法案(S888)の審議を続けた。

8月1日に開かれた上院本会議では、2003会計年度末までに法律を成立させるため、まず、同委員会の審議免除<sup>(注10)</sup>手続を可決して、棚上げ状態にあったHR13を復活させた。次に、HR13の冒頭に掲げられた制定の文言のみを残して、本文はワーナー議員(共和党)が提出したS888の修正案(S.AMDT.1541)と差換え、そのHR13を全員一致で可決した。

この差換えによって、図書館情報学国家委員会の委員長を新設の諮問委員会の構成員に加えるという修正がなされた(第104条)。この修正によって、MLSAに明文化された諮問委員会のもとで、図書館プログラムに関する専門性の高い助言を確保することが可能となった。

この差換えによるその他の修正点としては、連邦の助成金を施設建設費に流用することの禁止(第105条)、歳出授權枠の拡大(第203条、第305条)などがある。

以上のような上院による修正が行われた後、下院がこれに同意して、HR13は2003年9月25日に大統領の署名を得て、公法律第108-81号として成立した。施行日は、予算関連の規定については会計年度の改まった10月1日、その他の規定については法律が成立した9月25日とされた。

## III 2003年法の概要

### 1 2003年法の要点

2003年法は、2009会計年度までの歳出予算の授權を主たる目的とするが、同時に助成プログラムの目的の見直しと、連邦の助成に関する諮問委員会の設置<sup>(注11)</sup>を含めて、助成の制度的改革を行うものでもある。

まず第一に、図書館と博物館の助成プログラムの目的について、最新技術(特に情報技術)の導入の促進、館種を超えた資源共有化の促進、利用者による資源アクセスの向上などの観点から全面的な見直しが行われた。ただし、博物館と図書館との間の資源共有化や連携協力の促進については、博物館の助成プログラムの目的にのみ、掲げられている(第301条)。

第二の、助成の制度的改革の中心は、MLSAに根拠規定をもたない図書館情報学国家委員会による政策的助言を廃止し、図書館プログラムを含めて連邦の助成プログラム全般に責任を負う新たな諮問委員会を設置したことである。具体的には、既存の米国博物館サービス委員会を改組し、米国博物館図書館サービス委員会(National Museum and Library Services Board)とした。

### 2 構成

2003年法は、全5編26か条からなる。第I編から第III編まではMLSAの改正法であり、第IV編は図書館情報学国家委員会法の改正に関する規定、また第V編は雑則である。

2003年法による改正は、MLSAの全体に及ぶ。〈表2〉は、2003年法の第I編から第III編までの規定をMLSAと合衆国法典に対照させた表である。

### 3 各編の主な改正点

以下では、2003年法に盛り込まれたMLSA

&lt;表2&gt; 2003年法・MLSA・合衆国法典 対照表

2003年法	MLSA (2003年 9 月25日改正)	合衆国法典
第 I 編	A 部 総則	第 I 節 総則
	第201条 略称	
第101条	第202条 一般定義	第20編第9101条
第102条	第203条 博物館図書館サービス協会	第20編第9102条
第103条	第204条 協会の会長	第20編第9103条
	第205条 副会長	第20編第9104条
	第206条 職員	第20編第9105条
第104条	第207条 米国博物館図書館サービス委員会	第20編第9105a 条
	第208条 寄付	第20編第9106条
第105条	第209条 賞	第20編第9107条
	第210条 博物館図書館サービスの影響分析	第20編第9108条
	第210A 条 建設費としての流用の禁止	第20編第9109条
第 II 編	B 部 図書館サービス及び技術	第 II 節 図書館サービス及び技術
	第211条 略称	
第201条	第212条 目的	第20編第9121条
第202条	第213条 定義	第20編第9122条
第203条	第214条 歳出予算化の授権	第20編第9123条
第204条	第221条 留保及び割当て	第20編第9131条
	第222条 管理	第20編第9132条
	第223条 支払、連邦分担金、努力要件の維持	第20編第9133条
第205条	第224条 州の計画書	第20編第9134条
第206条	第231条 州に対する助成金	第20編第9141条
	第251条 州諮問委員会	第20編第9151条
	第261条 先住アメリカ人に対するサービス	第20編第9161条
第207条	第262条 国の指導者養成のための助成金、契約又は協力協定	第20編第9162条
	第263条 州及び地方のイニシアチブ	第20編第9163条
第 III 編	C 部 博物館サービス	第 III 節 博物館サービス
	第271条 略称	
第301条	第272条 目的	第20編第9171条
第302条	第273条 定義	第20編第9172条
第303条	第274条 博物館サービス活動	第20編第9173条
第304条	第274条 賞【廃止】	第20編第9174条【廃止】
	第275条 米国博物館サービス委員会 【廃止】	第20編第9175条【廃止】
第305条	第276条 歳出予算化の授権	第20編第9176条

(注) 2003年法で空欄となっている部分(例: MLSA 第205条、同第206条)は、2003年法による改正がなされていない。

の主な改正点を、編を逐って紹介する。各項目の末尾に、丸括弧に包んで2003年法と合衆国法典の条項を表示した。

## 第 I 編 総則

### 初等中等教育法第1251条との調整(第103条：20 USC §9103(e))

「落ちこぼれを作らないための初等中等教育改正法」によって初等中等教育法第1251条に学校図書館の識字改善活動に関する規定が追加された。その条で定める教育省による助成と、2003年法第II編に基づく助成との調整を協会の会長の責務と定めるこの規定は、学校図書館への連邦の助成を円滑に持続させるために設けられた。

### 申請に関する審査および評価(第103条：20 USC §9103(g))

助成の申請を審査し、評価するための手続は、協会の会長が定めると規定した。また、未成年者に対する有害情報の提供を規制するために、終局判決で「わいせつ」であると認定された事業計画に財政援助を行ってはならないという禁止規定が設けられた。

なお、「わいせつ」の定義は、第101条(20 USC §9101) で定めている。

### 米国博物館図書館サービス委員会の設置(第104条：20 USC §9105a)

この編の最大の眼目は、協会の会長に政策的助言を行う諮問組織の一元化にある。このため、MLSA の第275条で定めた米国博物館サービス委員会に関する規定を廃止して、新たに米国博物館図書館サービス委員会を設置するこの規定を設けた。同委員会の構成員は、協会の会長、同副会長2名、図書館情報学国家委員会委員長のほか、大統領が上院の助言と承認を得て任命する図書館関係者と博物館関係者各10名からな

る。

### 賞の授与(第105条：20 USC §9107)

図書館に対する賞を新設するため、MLSA 第274条で定めた全米博物館サービス賞に関する規定を廃止して、全米博物館サービス賞と全米図書館サービス賞の双方を授与するこの規定を設けた。

### 影響分析の導入(第105条：20 USC §9108)

連邦の助成を受けて行う博物館サービスと図書館サービスに関する全米のニーズと傾向を特定するために影響分析を行い、その結果を公表しなければならないと定める。この結果は、連邦の助成プログラムの決定等に活用される。

### 建設費としての流用の禁止(第105条：20 USC §9109)

1996年に図書館への助成に関する法律が図書館サービス及び建設法から図書館サービス技術法に移行したことにより、図書館建設に関する規定が失われた。しかし、図書館界には依然として施設建設費に対する要望が根強くあるため、流用の禁止が明文化された。

## 第 II 編 図書館サービス及び技術

### 歳出予算化の授権(第203条：20 USC §9123)

2004会計年度に2億3200万ドル、2005会計年度から2009会計年度まで必要額の歳出予算化が授権される。なお、この規定は、歳出予算額の上限を設定するものである。因みに、2004会計年度と1997会計年度の歳出予算額を比較すると、1.5倍の伸び率である。

また、影響分析の導入(第105条)に伴う経費負担の増加に配慮して、1会計年度に割り当てられる資金の3.5%までをこの編の助成プログラムの実施に必要な連邦管理費(Federal administrative costs)に充当することができることと定め

る。これは、従来の3%から0.5%上げたものである。

#### 州の最低割当て金(第204条：20USC §9131(b)(3))

小規模な州の図書館振興に資するため、34万ドルの最低割当て金 (minimum state allotment) の交付を各州に保証し、バージン諸島、グアム、米国領サモア等については4万ドルを保証する。また、留保が確保され、財源に余裕があるときは、各州の最低割当て金を34万ドルから68万ドルに、バージン諸島、グアムなどについては、4万ドルから6万ドルにそれぞれ引き上げるなど、財政状況に応じた最低割当て金の交付額を定めている。

#### 州の計画書 (第205条：20USC §9134)

助成金の受給資格を得るために、各州の図書館行政機関は5年ごとに州の計画書を協会のお會長に提出すると定めた。

#### インターネットの安全性 (第205条：20USC §9134(f))

この規定は、2003年法に先立ち、児童インターネット保護法の成立時にその第1712条(a)(2)の規定によってMLSAに追加された。公共図書館と学校図書館がインターネット接続用コンピュータの購入またはインターネット接続に伴う直接費の支払いに連邦の資金を充てる場合の受給条件として、未成年者を児童ポルノ等の有害情報から保護するためのフィルタリング・ソフトウェアのような技術的保護措置 (technology protection measure) の運用を含むインターネットの安全性に関する方針の整備を定めている。

#### 州への助成金 (第206条：20USC §9141)

各州の図書館行政機関をとおして提供される

連邦資金の、少なくとも96%の使用目的について定める。具体的には、利用者のネットワークへのアクセス、館種を横断しての連携、官民パートナーシップの推進、情報弱者へのサービスの改善などである。

#### 図書館情報学分野の職員の採用 (第207条：20USC §9162)

従来から、国の指導者育成のための助成金の使用目的のひとつに、図書館情報学における人材育成が挙げられていたが、2003年法によりこの部分に「採用」が追加された。この背景には、今後16年間に専門的な図書館員の58%が退職し、2009年までに修士号を有する図書館員の四分の一以上が65歳に達すると予測されており、専門性の高い職員の採用を必要とする深刻な状況がある。

### 第Ⅲ編 博物館サービス

#### 博物館サービス活動 (第303条：20USC §9173)

この条は、第206条(州への助成金)に対応するもので、連邦資金の使用目的として、各種形態のコレクション等を用いた生涯学習の実施、学校との学習協力体制の構築、図書館、学校等との情報の共有、博物館と図書館の協働に関するモデル・プログラムの奨励、支援、普及等が掲げられている。

なお、博物館への助成は、図書館の場合とは異なり、州の図書館行政機関のような機関が介在せず、協会の会長が、直接、個々の博物館と協定を結ぶ方式をとる。

#### 連邦分担金 (第303条：20USC §9173(b))

博物館サービス活動に対する連邦の分担金は、一般に50%以内とされる。ただし、1会計年度当たり、提供可能な資金総額の20%までを限度に、連邦の分担金が50%を越える協定を結ぶことができるとして、連邦資金の柔軟な運用

を可能としている。

#### 歳出予算化の授権（第305条：20USC §9176）

2004会計年度に3860万ドル、2005会計年度から2009会計年度まで必要額の歳出予算が授権される。

1 会計年度に割り当てられる資金の10%までを、この編の助成プログラムの実施に必要な連邦管理費に充当することができることと定める。因みに、図書館に関しては、影響分析の導入（第105条）に伴う経費負担の増加に配慮して0.5%の引上げがなされているが（第203条）、博物館については、この引上げがなされていない。

#### 第IV編 図書館情報学国家委員会法

この編には、第401条「寄付に関する改正」（20USC §1503）および第402条「構成員に関する改正」（20USC §1505）の2か条が置かれる。なお、協会の会長に対する政策的助言の根拠規定の削除については、第V編第505条で定める。

#### 第V編 雑 則

##### 美術工芸損害補償法を改正する規定（第501条：20USC §974）

同時多発テロ事件以後、保険料が高騰した。こうした状況の下で、諸外国との美術品や貴重書等の交換、展示会の開催などを行うために、美術工芸損害補償法（Arts and Artifacts Indemnity Act）を改正する規定である。具体的には、損失補償契約の最高限度額を従来の50億ドルから80億ドルに、1展示会当たりの上限を従来の5億ドルから6億ドルに引き上げることなどを内容とする。

##### 子ども博物館の名称変更に関する規定（第502条）

コロンビア特別区の法律に基づきワシントンD.C.に置かれる首都子ども博物館（Capital

Children's Museum）の名称を米国子ども博物館（National Children's Museum）に変更することを定める。

##### 廃止規定（第505条：20USC §1504）

図書館情報学国家委員会による協会の会長に対する政策的助言に関する図書館情報学国家委員会法第5条(b)および(c)の削除を定める。

#### IV 児童インターネット保護法に関する訴訟と連邦の助成

##### 1 訴訟の概要

2000年12月21日に成立した児童インターネット保護法は、インターネット上の児童ポルノなどの有害情報から未成年者を保護するために、連邦の助成金や割引制度<sup>(注12)</sup>を利用してインターネット接続用のコンピュータを購入し、またはインターネット接続に伴う直接費を支払う公共図書館と学校図書館に、有害情報を遮断するためのフィルタリング・ソフトウェアの搭載を義務付けるものである。

2001年3月20日、米国図書館協会は、フィルタリング・ソフトウェアの使用は、有害情報以外の情報を大量に遮断する結果を招き、そのことは合衆国憲法第1修正で保証される言論の自由に抵触するとして、児童インターネット保護法の撤廃を求める訴訟を提起した。

同年7月26日、ペンシルバニア東部地区連邦地方裁判所は、3人の裁判官による審理を行って仮差止命令を発した。さらに同裁判所は、翌2002年5月31日に、この法律の第1712条(a)(2)<sup>(注13)</sup>と第1721条(b)<sup>(注14)</sup>は明らかに違憲（facially unconstitutional）であるとして、終局的差止命令を発し、その執行に責任を負う協会と連邦通信委員会（Federal Communications Commission）の双方に、利用に供するすべてのコンピュータにフィルターが搭載されていないことを理由

に、公共図書館への助成金の交付および割引サービスの提供を中止することがないように命じ、他方、公共図書館には、フィルターの搭載は、協会または連邦通信委員会からの助成金または割引サービスの受給条件に該当しないとす  
る判断を示した。

司法省は、この判決を不服として協会と連邦通信委員会に代わって上告し、これを受けて合衆国最高裁判所は、2003年6月23日、6対3で児童インターネット保護法の合憲性を認める逆転判決を下した。

## 2 連邦の助成への影響

児童インターネット保護法には、MLSA、1934年通信法（Communications Act of 1934）と1965年初等中等教育法にインターネットの安全性に関する規定を追加する規定が含まれており、この法律の成立時に、MLSAを含めて、法律の改正が行われた。

その後、連邦地方裁判所による差止命令に従い、協会と連邦通信委員会は、公共図書館に対するインターネットの安全性に関する規定の適用を中止する措置をとった。

さらに2003年7月18日に合衆国最高裁判所の逆転判決が確定したことに伴い、この法律の執行に責任を負う、協会、連邦通信委員会、教育省の三者間で2004プログラム年度以降の助成と割引制度の実施に関する取決めが行われた。具体的には、インターネット接続用のコンピュータの購入またはインターネット・アクセスのための直接費の支払いを理由に、助成金の受給または割引制度の利用を申請する公共図書館と学校図書館に対して、所定の基準に基づき、協会、連邦通信委員会と教育省のいずれか1機関に、児童インターネット保護法の遵守を保証するように義務づけた。例えば、協会による助成金を申請する公共図書館のうち、1934年通信法に基づく割引制度を利用しない図書館は、協会に対

して児童インターネット保護法の遵守を保証しなければならぬ。<sup>(注15)</sup>

本稿に続けて、2003年法による改正後の合衆国法典第20編第72章「博物館及び図書館サービス」（＜表2＞参照）の全訳を付する。なお、第72章に含まれない2003年法の第IV編と第V編は、訳出の対象から除外した。訳出に当たっては、LexisNexisのUnited State Code Serviceによるテキストを参考に使用した。<sup>(注16)</sup>

(注)

- (1) ペンシルバニア東部地区連邦地方裁判所
- (2) 合衆国憲法第10修正は、「この憲法によって合衆国に委任されず、州に対して禁止されていない権限は、それぞれ州又は国民に留保される。」と定める。訳文は、樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集』第4版三省堂、2001,p.61.による。
- (3) 連邦図書館サービス法による農村図書館振興事業は、第一次世界大戦の帰還兵に対する職業訓練の次に、連邦政府が取り組んだ教育支援プログラムであった。(Bruce Kigma et al., *The impact of Federal Funding on State Library Agencies : the LSCA to LSTA transition*, May 2002 (StLA Data and Public Policy Questions Data-Working Paper 2)  
<[www.nclis.gov/statsurv/surveys/stla/reports/StLA.Policy.Paper2.2002.pdf](http://www.nclis.gov/statsurv/surveys/stla/reports/StLA.Policy.Paper2.2002.pdf)> (last access 2004.8.2)
- (4) 教育省の全米教育統計センターのホームページ (NCES Fast Fact "Public library funding"参照)  
<http://nces.ed.gov/fastfacts/display.asp?id=42> (last access 2004.7.23)
- (5) *op.cit.*(3)
- (6) 第107議会における暫定予算のための決議は、まず9月30日にH.J.RES.111が行われ、新会計年度に入ってから、その対象期間を10月18日まで(H.J.

RES.122)、11月22日まで(H.J.RES.123)、翌年1月11日まで(H.J.RES.124)の都合3回行われた。以上の決議は、それぞれが上下両院の承認と大統領の署名を得て、公法律第107-229号、同第107-240号、同第107-244号、同第107-294号として成立した。

(7) 公法律第108-7号

(8) ”108<sup>th</sup> Congress Report, House of Representatives”108-16(2003.2.25)

<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/cpquery/T?&report=hr016&dbname=cp108&>> (last access 2004.8.2)

(9) *op.cit.*, p.2.

(10) 審議を付託された法案に対する委員会の管轄権を解除するよう要求する手続をいう。(W.J.オレセック(青木榮一訳)『米国議会の実際知識』日本経済新聞社、1982.p.234。(原書名:Walter J. Oleszek, Congressional procedures and the policy process. 1978.))

(11) *op.cit.*(8), p.2.

(12) この割引制度は、E-rate program と呼ばれる。連邦通信委員会が同プログラムに責任を負う。

(13) インターネットの安全性に関する規定をMLSA第224条(f)項(20USA §9134(f))に追加するための規定である。

(14) インターネットの安全性に関する規定を法律の成立した日から120日後に施行することを定めた規定である。

(15) 博物館図書館サービス協会ホームページ “The

Children’s Internet Protection Act”<[http://www.imls.gov/whatsnew/leg/protection\\_act.htm](http://www.imls.gov/whatsnew/leg/protection_act.htm)> (last access 2004.7.23)

(16) テキストは、current through P.L.108-227, approved 5/7/04を使用した。

#### (参考文献)

- ・山口光秀・島田晴雄編『アメリカ財政と世界経済』東洋経済新報社、1994.
- ・Bruce Kingma et al.,”The impact of Federal fundings on State Libraries Agencies : the LSCA to LSTA Transition.” *StLA Data and Public Policy Questions Data-Working Paper2*(2002. May)
- ・土屋恵司「オンラインにおける有害情報から子どもを守る法律の合憲性」『外国の立法』213号、2002.8, pp.158-165.
- ・米国図書館協会 (American Library Association) のホームページ “CPPA, COPA, CIPA: Which Is Which?”<<http://www.ala.org/ala/oif/ifissues/issuesrelatedlinks/cppacopacipa.htm>> (last access 2004.7.23)
- ・川崎良孝「子どもをインターネットから保護する法律と米国図書館協会」『カレントアウェアネス』273号、2002.9.20,CA1473.

(ひらの みえこ・専門調査員)

合衆国法典第20編 教育  
第72章 博物館及び図書館サービス  
U.S.C. TITLE 20. EDUCATION  
CHAPTER 72. MUSEUM AND LIBRARY SERVICES  
(Public Law No.108-81(2003年9月25日)制定による改正後の規定)

平野 美恵子訳

[目次]

- 第I節 総則(20USC §§9101-9109)  
第II節 図書館サービス及び技術(20USC §§  
9121-9163)  
第1款 基本的プログラム要件(20USC §§  
9131-9134)  
第2款 図書館プログラム(20USC §9141)  
第3款 行政に関する条項  
A目 州の要件(20USC §9151)  
B目 連邦の要件(20USC §§9161-9163)  
第III節 博物館サービス(20USC §§9171-9176)

第I節 総則

第9101条 一般定義

この章において次の用語が使用される  
ときは、当該の規定に定めるところによる。

- (1) わいせつであることの認定  
「わいせつであることの認定 (determined  
to be obscene)」とは、合衆国の記録裁判所  
及び裁判管轄権を有する裁判所の終局判決で、  
わいせつであると認定されたことをいう。
- (2) 会長  
「会長 (Director)」とは、第9103条に基づ  
いて任命された当該協会の長をいう。
- (3) 終局判決  
「終局判決 (final judgment)」とは、次の  
いずれかの判決をいう。  
(A) 当該判決の再審理に権限を有する他の裁  
判所による再審理が行なわれないもの

- (B) 他の裁判所による再審理ができないもの
- (4) インディアンの部族  
「インディアンの部族 (Indian tribe)」と  
は、(アラスカ先住民権益措置法 (Alaska  
Native Claims Settlement Act) [合衆国法  
典第43編第1601条以下] において定義され、  
若しくはそれに従って設置された) アラスカ  
先住民の村落、地域法人若しくは村落法人を  
含むすべての部族、バンド (band)、国家又は  
その他の組織的な集団若しくは共同体であっ  
て、インディアンとしての地位を理由として  
合衆国がインディアンに提供する特別なプロ  
グラム及びサービスの受給資格を内務長官に  
よって認められているものをいう。
- (5) 協会  
「協会 (Institute)」とは、第9102条に基づ  
いて設置される博物館図書館サービス協会  
(Institute of Museum and Library Ser-  
vices) をいう。
- (6) 博物館図書館サービス委員会  
「博物館図書館サービス委員会 (Museum  
and Library Services Board)」とは、第9105  
a条に基づいて設置される米国博物館図書館  
サービス委員会 (National Museum and  
Library Services Board) をいう。
- (7) わいせつ  
事業計画に関し「わいせつ (obscene)」と  
は、次に掲げる各号の条件を満たすものをい  
う。  
(A) 現代社会の基準に照らして平均的な人が

その事業計画を全体として見た場合に性的好奇心をそそると感じるもの

(B) その事業計画は明らかに不快感を与える方法で性交を描写し、又は記述するもの

(C) その事業計画を全体として見た場合に真面目な文学的、芸術的、政治的又は科学的な価値のないもの

#### 第9102条 博物館図書館サービス協会

(a) 設置

全米人文科学基金 (National Foundation on the Arts and the Humanities) の下に博物館図書館サービス協会を置く。

(b) 課

協会は、博物館サービス課 (Office of Museum Services) 及び図書館サービス課 (Office of Library Services) からなる。

(c) 博物館図書館サービス委員会

第9105a条の規定に基づき、協会の下に米国家博物館図書館サービス委員会を置く。

#### 第9103条 協会の会長

(a) 任命

(1) 一般規定

協会は、上院の助言と承認を得て、大統領が任命する会長を長とする。

(2) 任期

会長の任期は、4年とする。

(3) 資格

1996年博物館図書館サービス法 (Museum and Library Services Act of 1996) の制定日 [1996年9月30日制定] 以後に最初に会長職に任命された者から一人おきにその職に任命される者は、図書館情報サービスに関する専門的能力を有する者のうちから任命されなければならない。1996年博物館図書館サービス法の制定日以後、会長職に二番目に任命された者から一

人おきに任命される者は、博物館サービスに関する専門的能力を有する者のうちから任命されなければならない。

(b) 報酬

会長は、合衆国法典第5編第5314条に基づく管理職者俸給表 (Executive Schedule) のIII級に規定する報酬を受けることができる。

(c) 責務及び権限

会長は、この章で定める活動に財政援助を与えることを含めて、法の定めるところにより責務を遂行し、かつ、権限を行使しなければならない。

(d) 委任の禁止

会長は、その職務機能を協会の幹部職員又は被用者でない者に委任してはならない。

(e) 調整

会長は、協会の政策及び活動に関し、博物館、図書館及び情報サービスの改善に関心をもち、責任を有する連邦政府のその他の機関及び官署の政策及び活動との調整を行うことを確保しなければならない。適当な場合には、会長は、第II節に基づく活動に関し、1965年初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act of 1965) 第1251条 [合衆国法典第20編第6383条] に基づく活動との調整を行うことを確保しなければならない。

(f) 監督権限

会長は、この節の規定を実施するために、必要かつ適切な規則及び規定を公布することができる。

(g) 申請手続

(1) 一般規定

この章に基づく財政援助の受給資格を取得しようとする人又は機関は、会長が規則により定めた手続に従い、申請書を提出しなければならない。

(2) 審査及び評価

会長は、この章に基づき提出された申請

書を審査し、評価するための手続を定めなければならない。この法律[第9101条以下]に基づき当該手続の制定、改正及び廃止を行うに当たり、協会及び会長が採るべき措置は、協会及び会長の裁量に委ねられる。当該手続の制定に当たり、会長は、アメリカ国民の良識に関する一般基準並びに多様な信条及び価値観への敬意に配慮して、申請書の評価基準がこの章の目的に合致するものであることを確保しなければならない。

(3) わいせつと認定された事業計画の取扱い

(A) 一般規定

第2号で定める手続は、わいせつは真面目な文学的、芸術的、政治的又は科学的な価値がなく、かつ、保護されるべき言論でないことを明示する規定を含むものでなければならない。

(B) 禁止規定

わいせつであると認定された事業計画に、この章に基づく財政援助を行ってはならない。

(C) 不承認の申請書の取扱い

会長による申請書の不承認は、申請者が財政援助を要求した事業計画がわいせつであるか否かを意味するものと解釈してはならず、かつ、わいせつであるか否かの証拠と考えてはならない。

### 第9104条 副会長

図書館サービス課長は、大学院における図書館学の学位を有し、かつ、図書館情報サービスに関する専門知識を有する者のうちから会長が任命した副会長をもって充てる。博物館サービス課長は、博物館サービスに関する専門知識を有する者のうちから会長が任命した副会長をもって充てる。

### 第9105条 職員

(a) 一般規定

会長は、合衆国法典第5編の適用可能な規定に従い、会長が協会の責務を遂行するうえで必要と判断した被用者を任用し、その報酬を決定することができる。

(b) 技術職員及び専門職員の任用及び報酬

(1) 一般規定

会長は、第2号に従い、会長が協会の責務を遂行するうえで必要と判断した技術職員及び専門職員を、競争的役務における任用を規律する合衆国法典第5編の規定にかかわらず、任用することができ、(等級別及び一般俸給表俸給額 (General Schedule pay rates) に関する) 同編第51章又は第53章第III節 [合衆国法典第5編第5101条以下又は第5331条以下] の規定にかかわらず、報酬を支給することができる。

(2) 職員数及び報酬

第1号に基づき任用され、報酬を支給される被用者数は、協会における一般職又は専門職の常勤被用者数の五分の一以内とする。第1号に基づき任用され、報酬を支給される被用者の基本給は、第5編第5332条に基づく一般俸給表のGS-15級で定める俸給額を超えてはならない。

(c) ボランティア活動

会長は、個人によるボランティア活動を受け入れて、これを利用することができ、かつ、その者に対して、合衆国法典第5編第5703条に基づき連邦政府サービスに非常勤的に雇用される者に認められるものと同じの金額及び同一の範囲内で、生活給に代えて日当を含む旅費を補償することができる。

### 第9105a条 米国博物館図書館サービス委員会

(a) 設置

協会の下に「米国博物館図書館サービス委

員会 (National Museum and Library Services Board)」と称する委員会を置く。

(b) 構成員

(1) 人数及び任命

博物館図書館サービス委員会は、次のとおり構成される。

- (A) 会長
- (B) 図書館サービス課担当副会長
- (C) 博物館サービス課担当副会長
- (D) 図書館情報学国家委員会委員長

(the Chairman of the National Commission on Libraries and Information Science)

- (E) 合衆国の市民であって、その者の図書館サービス分野における教育、訓練若しくは経験により、又は図書館への貢献により、特に適任と認められる者のうちから大統領が上院の助言と承認を得て任命する者 10名
- (F) 合衆国の市民であって、その者の博物館サービス分野における教育、訓練若しくは経験により、又は博物館への貢献により、特に適任と認められる者のうちから大統領が上院の助言と承認を得て任命する者 10名

(2) 特殊要件

(A) 図書館関係の構成員

第1号(E)に基づき任命される博物館図書館サービス委員会の図書館関係の構成員は、次の要件に該当する者をもって充てる。

- (i) 次の要件に該当する専門職の図書館員又は情報専門家 5名
  - (I) 電子情報並びに図書館情報サービス及び図書館情報学の技術面に知識を有する者 1名以上
  - (II) 後進地域の図書館情報サービスへのニーズに関し知識を有する者 1

名以上

- (ii) その他、合衆国における図書館サービスへのニーズに関し専門的能力又は知識を有する者

(B) 博物館関係の構成員

第1号(F)に基づき任命される博物館図書館サービス委員会の博物館関係の構成員は、次の要件に該当する者をもって充てる。

- (i) 次のいずれかに所属する、又は所属したことがある専門職の博物館員5名
  - (I) 合衆国の学芸的、保存的、教育的及び文化的な資源 (resources) を総合的に広く代表する資源
  - (II) 科学、歴史、技術、美術、動物園、植物園に関連する博物館及び子どものための博物館を含む各種の博物館を総合的に広く代表する博物館
- (ii) その他、博物館に関する広範な知識、専門知識若しくは経験又は博物館への貢献が認められる個人

(3) 地理的その他の要件

博物館図書館サービス委員会の構成員は、合衆国のさまざまな地域の人々を考慮して任命されなければならない。博物館図書館サービス委員会は、同時に、同一の州から任命された構成員が3名以上とならないようにしなければならない。大統領は、構成員を任命するに当たっては、博物館及び図書館に関係する女性、マイノリティ及び障害をもつ人々を公平に代表することに十分に配慮しなければならない。

(4) 表決

会長、図書館サービス課担当の副会長、博物館サービス課担当の副会長及び図書館情報学国家委員会委員長は、博物館図書館サービス委員会の表決権のない構成員とする。

## (c) 任期

## (1) 一般規定

この項に別段の定めがある場合を除き、(b)項第1号(E)又は(F)に基づき任命される博物館図書館サービス委員会の各構成員の任期は、5年とする。

## (2) 最初の委員の任命

## (A) 発効日に委員である者の取扱い

(b)項の規定にかかわらず、2003年博物館図書館サービス法の制定日〔2003年9月25日制定〕に米国博物館サービス委員会(National Museum Services Board)の構成員である者はそれぞれ、本人の選択により、博物館図書館サービス委員会の構成員としてその任期を満了させることができる。

## (B) 最初の任命

(b)項の規定にかかわらず、(A)を適用した後の博物館図書館サービス委員会の最初の構成員に任命上の欠員が生じた場合及び(A)に定める者の任期満了に伴い生じた当該構成員の欠員は、(b)項第1号(E)に定める構成員を任命することにより補充されなければならない。博物館図書館サービス委員会が、図書館サービスの分野において特に適任である者及び博物館サービスの分野において特に適任である者の同数からなる場合は、この(B)の規定は効力を失い、委員会は(b)項に従い任命されなければならない。

## (C) 任期の調整権限

博物館図書館サービス委員会に任命された最初の構成員の任期について、同一年度に任期満了となる構成員を4名以内とすることを確保する必要があるときは、大統領による調整を行うものとする。その調整は、任命に当たって調整済みの任期を指定することにより行うものとする。

る。

## (3) 欠員

欠員補充のために任命された構成員の任期は、その構成員の前任者の残任期間とする。

## (4) 再任

7年以上継続して博物館図書館サービス委員会の構成員に任命された者は、再任される資格を有しない。

## (5) 後任者が就任するまでの職務

この項の他の規定にかかわらず、博物館図書館サービス委員会に任命された構成員は、その者の任期が満了した後、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

## (d) 責務及び権限

## (1) 一般規定

博物館図書館サービス委員会は、この節に基づき与えられる財政援助を含めて、協会の博物館サービス及び図書館サービスに関係する責務、権限及び権能に関する一般方針について会長に助言を行なうものとする。

## (2) 全米褒賞

博物館図書館サービス委員会は、第9107条に基づく褒賞の授与について、会長に助言を行うものとする。

## (e) 議長

博物館図書館サービス委員会の議長は、会長をもって充てる。

## (f) 会議

## (1) 一般規定

博物館図書館サービス委員会は、会長の求めに応じて毎年2回以上、会議を開かなければならない。

## (2) 表決

博物館図書館サービス委員会の責務及び権限の行使に関する一切の決定は、同委員

会に出席し、かつ表決権のある構成員の過半数により決する。

(g) 定足数

公式会議における議事運営の定足数は、博物館図書館サービス委員会の表決権を有する構成員の過半数とする。ただし、定足数に達しない構成員により聴聞会を開くことができる。

(h) 報酬及び旅費

(1) 報酬

博物館図書館サービス委員会の構成員であって、連邦政府の幹部職員又は被用者でない者は、博物館図書館サービス委員会の責務に専念する(出張期間を含む)各日について、合衆国法典第5編第5108条に基づく一般俸給表GS-15級より上位の官職に認められる最高年俸の日額を限度として、大統領が定める金額の報酬を受けることができる。博物館図書館サービス委員会の構成員であって、連邦政府の常勤の幹部職員又は被用者である者は、博物館図書館サービス委員会における役務の提供を行うことにより、追加的な報酬、諸手当又は諸給付を受けることができない。

(2) 旅費

博物館図書館サービス委員会の各構成員は、合衆国法典第5編第57章I節[合衆国法典第5編第5701条以下]に基づき適用可能な規定により、生活給に代えて日当を含む旅費を受けることができる。

(i) 調整

会長は、博物館図書館サービス委員会の助言を得て、協会の政策及び活動に関し、その他の連邦政府の活動との調整を確保するための措置をとらなければならない。

第9106条 寄付

協会は、合衆国の名において金銭その他の財産又は役務の寄贈又は遺贈<sup>(注1)</sup>を勧誘し、引き受け、受領し、かつ投資する権限並びにその財産又は役務を協会の機能の増進を図るために使用する権限を有する。協会が引受けた後にその寄贈又は遺贈から生じた収入は、贈与者又はその代理人により協会の会長に支払われなければならない。会長は、特別利付預金における収入を、その都度、協会の特定の目的のための貸方に記入しなければならない。

第9107条 賞

会長は、博物館図書館サービス委員会の助言を得て、毎年、地域社会へのサービスに著しく貢献した優れた図書館及び博物館にそれぞれ全米図書館サービス賞(National Awards for Library Service)及び全米博物館サービス賞(National Awards for Museum Service)を授与することができる。

第9108条 博物館図書館サービスの影響分析

会長は、第9123条(c)項及び第9175条<sup>(注2)</sup>(b)項に記載された金額を用いて、次の各号に掲げる事項に従い、博物館図書館サービスの影響分析を実施して、その結果を公表しなければならない。

(1) その分析を実施するに当たり、次に掲げる機関と継続的に協議すること。

(A) 州図書館行政機関(State library administrative agencies)

(B) 州、地域及び国の図書館及び博物館の組織

(C) その他関連の機関及び組織

(2) 第II節及び第III節に基づき使用することができる資金により提供される博物館サービス及び図書館サービスに関する全米のニーズ及び傾向を特定すること。

(3) そのニーズに対応するために協会が使用可能な資金を用いて実施するプログラムの

影響及び効果に関する報告を行なうこと。

- (4) 第1号に記載される機関及び組織体に対して、当該プログラムに関する成功事例を特定し、かつそれに関する情報の普及を図ること。

#### 第9109条 建設費としての流用の禁止

博物館図書館サービス法 (Museum and Library Services Act)、図書館サービス技術法 (Library Services and Technology Act) 又は博物館サービス法 (Museum Services Act) を執行するために割り当てられる資金は、建設費として使用することができない。

### 第II節 図書館サービス及び技術

#### 第9121条 目的

この節は、次に掲げることを目的とする。

- (1) 連邦の図書館サービス・プログラムを一元的に管理すること。
- (2) 合衆国の人々によりよい図書館サービスを提供するため、すべての館種において図書館サービスの改善を促進すること。
- (3) 教養があり、情報に通じた市民を育成するため、すべての館種において資源へのアクセスを容易にすること。
- (4) 公衆に対する図書館サービスの経済的かつ効果的な提供を実現させるため、すべての館種の間で資源の共有を奨励すること。

#### 第9122条 定義

この節において次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1) 図書館

「図書館 (library)」という用語には、次のものが含まれる。

- (A) 公共図書館
- (B) 公立の初等学校及び中等学校の図書館

(C) 学術図書館

(D) 調査図書館。ただし、次のことに該当する図書館をいう。

- (i) この節の目的のために、学術研究に適した図書館サービス及び図書館資料を一般に公開する図書館であって、その目的以外の目的で一般に公開されない図書館
- (ii) 高等教育機関の不可分な要素ではない図書館

(E) 私立図書館又はその他の専門図書館。ただし、当該私立図書館又は専門図書館が所在する州がこの節の目的のための図書館であるとみなした場合に限られる。

(2) 図書館コンソーシウム

「図書館コンソーシウム (library consortium)」とは、学校図書館、公共図書館、学術図書館、専門図書館及び情報センターの資源を組織的かつ効果的に調整する地方、州、地域、複数の州にわたる、又は国際的な図書館組織体の協力機構であって、その図書館組織体の顧客サービスの向上を目的とするものをいう。

(3) 州

特別の定めがある場合を除き、「州 (State)」という用語には、合衆国50州の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米国領バージン諸島、グアム、米国領サモア、北マリワナ諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア及びパラウが含まれる。

(4) 州図書館行政機関

「州図書館行政機関 (State library administrative agency)」とは、州の法律により州全体の公共図書館サービスの拡張及び発展に責任を負う州の公的機関をいう。

(5) 州の計画書

「州の計画書 (State plan)」とは、公式に指定された州図書館行政機関がこの節のすべての局面を管理する財政的及び法的な権限及

び能力を有することを保証し、この節に基づくすべてのプログラムの遂行に必要な州の政策、優先順位、基準及び手続を策定することに保証を与え、会長が公布した規則で要求される承認のための写しを提出し、州の図書館ニーズを特定し、並びにその特定されたニーズを満たすためにこの節に基づき使用できる連邦資金の援助によって支えられる活動を開始することについて保証する文書をいう。

### 第9123条 歳出予算化の授権

#### (a) 一般規定

この節を執行するため、2004会計年度に2億3200万ドル及び2005会計年度から2009会計年度までに必要とされる予算額の歳出を授権する。

#### (b) 会計年度開始前の資金調達

##### (1) 一般規定

継続中の図書館活動及び事業計画の実施に使用できる連邦の財政援助に関し、適切な通知が連邦、州及び地方の責任ある幹部職員になされる時まで、この節に基づくプログラムの助成契約その他の支払に要する経費は、その活動及び事業計画が実施される会計年度の前年度の歳出予算法に計上することが承認される。

##### (2) 歳出予算の追加承認

(a)項によって承認される歳出予算措置の時期を移行させるために、この節に基づく一のプログラムのための、連続する2会計年度に分かれる歳出予算を（同一の歳出予算法であるか否かを問わず）この条を適用して、1会計年度において成立させることができる。

#### (c) 管理予算

1会計年度についてこの条に基づき割り当てられる資金の3.5%までを、この節[第9121条以下]を執行するための連邦管理費（Fed-

eral administrative costs)の支払に使用することができる。

### 第1款 基本的プログラム要件

#### 第9131条 留保及び割当て

##### (a) 留保事項

###### (1) 一般規定

会長は、第9123条の権限に基づく毎会計年度の歳出予算額から次の各号に掲げる留保を行わなければならない。

(A) 第9161条による助成金の1.75%

(B) 第9162条による指導者育成のための助成金又は契約の3.75%

###### (2) 特別規則

第1号(B)に従い1会計年度に留保した資金が当該会計年度末までに充当されなかった場合は、その資金が留保された会計年度の翌会計年度において(b)項に従い割り当てるものとする。

##### (b) 割当て

###### (1) 一般規定

会長は、毎会計年度において第9123条の権限に基づき割り当てられ、かつ、(a)項に基づき留保されない金額から、第3号に基づく決定に従って、最低割当額からの助成金を各州に交付しなければならない。当該年度の最低割当てを行ってなお残余があるときは、第2号に定める方法で割り当てるものとする。

###### (2) 残余金

会長は、毎会計年度において(a)項に基づき留保されず、かつ、第1号に基づき割り当てられない、第9123条の権限に基づく歳出予算の残余金から、すべての州の人口に対する当該州の人口と同一の比率をその残余金に適用した金額で各州に助成金を交付するものとする。

###### (3) 最低割当て

## (A) 一般規定

この項の目的のために、各州への最低割当額は34万ドルとする。ただし、米国領バージン諸島、グアム、米国領サモア、北マリワナ諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア及びパラウへの最低割当額は、4万ドルとする。

## (B) 比例的な減額

(A)の規定にかかわらず、毎会計年度において第9123条の権限に基づき割り当てられ、かつ、(a)項に基づき留保されない金額が、(A)の要件を完全に満たすに足るものでないときは、(A)に基づくそれぞれの最低割当額を比例的に減額するものとする。

## (C) 例外規定

## (i) 一般規定

(A)の規定にかかわらず、毎会計年度において第9123条の権限に基づき割り当てられ、かつ、(a)項に基づき留保されない金額が、この項に基づくすべての州への割当総額を上回るときは、2003会計年度において、次のとおり増額するものとする。

(I) (A)の規定に基づき34万ドルの最低割当額を受けるとされた各州の最低割当額を68万ドルに増額する。

(II) (A)の規定に基づき4万ドルの最低割当額を受けるとされた各州の最低割当額を6万ドルに増額する。

## (ii) 代替的最低額に係る資金の不足

毎会計年度において第9123条の権限に基づき割り当てられ、かつ、(a)項に基づき留保されない金額が、2003会計年度においてこの項に基づくすべての州への割当総額を上回るが(i)の要件を完全に満たすに足るものでないときは、その超過分を、まず、各州への最

低割当額である前記の34万ドルを平等に増額するため、(i)(I)で定める各州に割り当てるものとする。(i)(I)の要件が完全に満たされた会計年度においてなお残余金があるときは、各州への最低割当額である前記の4万ドルを平等に増額するため、(i)(II)で定める州に割り当てるものとする。

## (D) 特別規則

## (i) 一般規定

会長がこの(D)の規定に反しないと判断した、この節に定める活動をこの節に従い実施するために、会長は、この項の他の規定にかかわらず、この項に基づきマーシャル諸島、ミクロネシア及びパラウに割り当てられた資金を使用して、米国領バージン諸島、グアム、米国領サモア、北マリワナ諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア又はパラウに助成金を交付しなければならない。

## (ii) 助成金交付の根拠

会長は、ハワイのホノルルにある太平洋地域教育研究所 (Pacific Region Educational Laboratory) から得られる提言を考慮しつつ、(i)の規定に準拠して競争ベースで助成金を交付するものとする。

## (iii) 管理費

会長は、この(D)の規定に基づき助成金に使用できる資金の5%までを、この(D)の規定に基づき援助される活動に関して太平洋地域教育研究所が支払う管理費に充当することができる。

## (4) データ

各州及び全州の人口は、国勢調査局 (Bureau of the Census) から入手した最新のデータに基づき会長が決定するものとする。

## 第9132条 管理

### (a) 一般規定

各州は、毎会計年度において、この節に基づき受ける資金総額の4%までを管理費に充当することができる。

### (b) 建設費

この条のいかなる規定も、第9134条(c)項に基づく評価に係る経費をこの節以外の財源から支出することを制限するものと解釈してはならない。

## 第9133条 支払、連邦分担金、努力要件の維持

### (a) 支払

会長は、第9123条で定める歳出予算に従い、第9134条に基づき承認される州の計画書を有する各州図書館行政機関に、州の計画書で定める活動に要する経費の連邦分担金を支払わなければならない。

### (b) 連邦分担金

#### (1) 一般規定

連邦の分担割合は、66%とする。

#### (2) 連邦以外の分担金

連邦以外の者が支払う分担金は、連邦以外の財源又は州若しくは地方の財源から支出される。

### (c) 努力要件の維持

#### (1) 州の経費

##### (A) 要件

##### (i) 一般規定

この款に基づく割当てに従って1会計年度に州に支払うことができる金額は、第2号で定めるとおり、前会計年度における州の経費の水準がその前会計年度に先立つ3会計年度における当該経費の総額の平均値を下回る場合に削減される。毎会計年度における割当ての減額は、次の割合を乗じた割当額に等しいものとする。

(I) 決定がなされた会計年度に先立つ3会計年度における当該州の経費総額の平均値から、決定がなされた会計年度における当該州の経費の水準を減じて得られた結果を分子とする。

(II) 決定がなされた会計年度に先立つ3会計年度における当該州の経費総額の水準の平均値を分母とする。

##### (ii) 算定

(B)を適用した結果として州の経費に生じた減額は、(i)で定める3年の期間における州の経費の平均水準の算定から除外される。

### (B) 連邦の支援の減額

この節に基づき1会計年度に使用可能な金額が、前会計年度においてこの節に基づき使用できた金額を下回る場合にあっては、その前会計年度に(A)の規定により要求された経費は、使用可能な金額における減額と同一の割合で減額される。

### (2) 州の経費水準

第1号の目的のために、州の経費水準には、この節の目的に合致する図書館プログラムのために州図書館行政機関が支出したすべての州のドルを含むものとする。この項に基づく努力要件の維持に係る計算(maintenance of effort calculation)に含まれるすべての資金は、決定がなされた会計年度内に支出されるものとし、かつ、設備投資、一時的な事業計画の特別経費又は類似の偶発的な経費を含まないものとする。

### (3) 権利放棄

自然災害又は州の財政資源の予期せぬ暴落など、例外的な、又は統制不可能な事情により、会長が第1号の権利放棄が公正で

あると判断したときは、会長は、第1号の要件を放棄することができる。

### 第9134条 州の計画書

#### (a) 州の計画書に必要な事項

##### (1) 一般規定

この節に基づく助成金の受給資格を得るために、州図書館行政機関は、会長の決定に従い、5年ごとに州の計画書を会長に提出しなければならない。

##### (2) 計画の期間

州の計画書の対象期間は、5会計年度とする。

##### (3) 計画の改定

州図書館行政機関がその州の計画書を実質的に改定するときは、州図書館行政機関は、その修正が効力を生じる会計年度の前年度の4月1日までにその改定を含む州の計画書の修正を会長に提出しなければならない。

#### (b) 内容

州の計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この節の目的に合わせて州の目標を定め、かつ、優先順位を明記すること。
- (2) 第1号に基づき定める目標及び優先順位並びにこの節及び第9141条の目的に従い、州図書館行政機関がその年度内にその助成金を使用して実施する活動について記載すること。
- (3) その機関が第2号で記載した活動を実施するために使用する手続について記載すること。
- (4) 第1号に記載する目標を達成し、かつ、優先順位に従うことに関する第2号に基づき定めた活動の成果を評価するために、その機関が使用する方法について記載すること。

(5) この節の執行に関する政策決定に州内の図書館及び図書館利用者を関与させるために、その機関が行う手続について記載すること。

(6) 州が(f)項を遵守する旨を保証すること。

(7) 会長がこの節を執行し、かつ、この節に基づき交付した資金の規模がこの節の目的を執行するうえで有効であったと判断するために、会長が合理的に要求することができる形式をとり、かつ、情報が含まれる報告書の作成について、当該機関が十分な保証を会長に行うこと。

#### (c) 評価及び報告

この節に基づき助成金を受ける各州図書館行政機関は、5か年計画が終了するまでの間にこの節に基づき援助される活動を独立して評価し、会長に報告しなければならない。

#### (d) 情報

この節に基づき援助を受ける各図書館は、州図書館行政機関が(c)項の要件に従うために必要とする情報をその機関に提出しなければならない。

#### (e) 承認

##### (1) 一般規定

会長は、この節に基づく州の計画書が、この節の要件に従うものであり、かつ、その計画書の規定が執行されることを十分に保証するものであるときに、これを承認するものとする。

##### (2) 公開

この節に基づき助成金を受ける各州図書館行政機関は、その州の計画書を一般に公開しなければならない。

##### (3) 管理

会長が、州の計画書はこの条の要件に従うものではないと判断したときは、会長は、次に掲げる措置をとるものとする。

(A) 州図書館行政機関にその決定及びその

- 決定の理由を速やかに通知すること。
- (B) 州図書館行政機関にその州の計画書を改定する機会を与えること。
  - (C) 州図書館行政機関がこの条の要件を満たすように援助するための技術援助を行うこと。
  - (D) 州図書館行政機関に聴聞の機会を与えること。

(f) インターネットの安全性

(1) 一般規定

1934年通信法 (Communications Act of 1934) 第254条(h)項第6号 [合衆国法典第47編第254条(h)項第6号]に基づく割引サービスを受けることができない第9122条第1号(A)又は(B)に定める図書館は、インターネットにアクセスするために使用するコンピュータを購入し、又はインターネットへのアクセスに係る直接費を支払うために、次に掲げる場合を除いては、この節に基づく資金を使用することができない。

- (A) (i)その図書館が、インターネット・アクセスのコンピュータを通して、次のいずれかの視覚的描写へのアクセスを防止するためにインターネット・アクセスに関する技術的保護措置 (technology protection measure) の運用を含む、未成年者のためのインターネットの安全性に関する方針を整備している場合
  - (I) わいせつなもの
  - (II) 児童ポルノ
  - (III) 未成年者に有害なもの
- (ii) その図書館が、未成年者によるコンピュータの使用中にその技術的保護措置の運用を行う場合
- (B) (i)その図書館が、コンピュータを通して次のいずれかの視覚的描写へのアクセスを防止するためにインターネット・アクセスに関する技術的保護措置の運用を

含む、インターネットの安全性に関する方針を整備している場合

(I) わいせつなもの

(II) 児童ポルノ

(ii) その図書館が、コンピュータの使用中にその技術的保護措置の運用を行う場合

(2) その他の資料へのアクセス

この項のいかなる規定も、図書館が第1号(A)(i)の(I)、(II)及び(III)において示された資料以外の資料へのインターネット・アクセスを制限し、又は防止することを禁止するものと解釈してはならない。

(3) 特定の使用時における無力化

管理者、監督者又はその他の権限を有する者は、真正な調査 (bona fide research) 又はその他の正当な目的によるアクセスを可能とするために第1号に基づく技術的保護措置を無力化することができる。

(4) 実施の時期及び適用

(A) 一般規定

第1号の対象とされる図書館は、この項が効力を生じた後の次のプログラム資金拠出年度及びその後のプログラム資金拠出の各年度における申請方法の一部として、その図書館が第1号の要件を遵守していることを証明しなければならない。

(B) 方法

(i) インターネットの安全性に関する方針及び技術的保護措置を整備している図書館

第1号の対象となる図書館であって第1号の要件を満たすインターネットの安全性に関する方針を整備している図書館は、この節に基づく各年度のプログラム申請期間ごとに、その図書館が第1号を遵守していることを証明し

なければならない。

- (ii) インターネットの安全性に関する方針及び技術的保護措置を整備していない図書館

第1号の対象となる図書館であって第1号の要件を満たすインターネットの安全性に関する方針を整備していない図書館は、次のことを証明しなければならない。

(I) この項が効力を生じた後、図書館がこの節に基づき資金を申請するプログラム初年度において、当該の要件を満たすインターネットの安全性に関する方針の整備に必要な調達手続を含む対策に着手したこと。

(II) この項が効力を生じた後、図書館がこの節に基づき資金を申請するプログラム第二年度において、図書館による当該の要件の遵守を証明すること。第1号の対象とされる図書館であってプログラム第二年度における当該の要件の遵守が証明できない図書館は、プログラム第二年度及び図書館が当該の要件を遵守するまでの、その後のすべてのプログラム年度において、この節に基づく一切の受給資格がないものとする。

- (iii) 免責条項

(ii)(II)の条項に基づく証明を必要とし、その条項に規定するところと異なる方法で証明することができない図書館は、州若しくは地方の調達の規則若しくは規定又は競争入札の要件が当該条項に規定するところと異なる方法による証明を妨げている場合に、当該条項の免除を求めることができる。その図書館は、博物館図書館サービス協会会長にその条項の図書館への適用につ

いて通知しなければならない。その通知は、この項が効力を生じた後、図書館がこの節に基づく資金を申請する第三プログラム年度の開始の日以前に、その図書館による第1号の要件の遵守を証明するものでなければならない。

- (5) 違反

- (A) 一般教育規定改善措置の使用

この節に「基づく」資金の受給者がこの項の要件を実質的に遵守していないと信じるに足りる相当の理由があるときは、博物館図書館サービス協会会長は、次のいずれかの措置をとることができる。

(i) この節に基づき受給者への支払を停止すること。

(ii) 停止命令 (cease and desist order) によって受給者に遵守を強制するために訴状を提出すること。

(iii) 当該の要件を遵守させるために受給者と遵守協定 (compliance agreement) を結ぶこと。

- (B) 資金回収の禁止

(A)の規定によって授権される措置は、この項の規定を実質的に遵守することができない図書館に適用できる限定的な改善措置であって、会長はその不履行を理由として受給者からの資金の回収を求めてはならない。

- (C) 支払の再開

(A)(i)に基づく支払の停止に従う資金の受給者が支払の停止の根拠となった不履行から回復したと会長が(証明又はその他の適切な証拠により)決定したときは、会長は当該の規定に基づく受給者への支払の停止を中止しなければならない。

- (6) 可分性

この項のいずれかの規定がその効力を

失ったとき、この項の他の規定は、これによって影響を受けない。

#### (7) 定義

この項において次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

##### (A) 児童ポルノ

「児童ポルノ (child pornography)」という用語は、合衆国法典第18編第2256条においてその用語に与えられた意味を有する。

##### (B) 未成年者に有害なもの

「未成年者に有害なもの (harmful to minors)」とは、次に掲げる絵画、映像、グラフィック・イメージ・ファイル及びその他の視覚的描写をいう。

(i) 全体として見た場合に、及び未成年者に関して、裸体、性交又は排泄へのみだらな関心を引くもの

(ii) 実際の、若しくはそれに類似した性的行動若しくは性的接触、実際の、若しくはそれに類似した正常な、若しくは異常な性的行動又は性器のみだらな露出を未成年者向けに明らかに不快感を与える方法で描写し、記述し、又は表示するもの

(iii) 全体として見た場合に、未成年者にとって真面目な文学的、芸術的、政治的又は科学的な価値がないもの

##### (C) 未成年者

「未成年者 (minor)」とは、17才未満の者をいう。

##### (D) わいせつ

「わいせつ (obscene)」という用語は、合衆国法典第18編第1460条においてその用語に適用される意味を有する。

##### (E) 性的行動

「性的行動 (sexual act)」及び「性的接触 (sexual contact)」という用語は、

合衆国法典第18編第2246条においてその用語に適用される意味を有する。

#### 第2款 図書館プログラム

##### 第9141条 州に対する助成金

###### (a) 一般規定

第9123条に基づき州図書館行政機関に提供される資金について、当該機関は、直接的に、又は協力協定のサブ・グラントを通じて少なくとも当該資金の96%を次の各号に掲げる目的のために支出しなければならない。

(1) 多様な形態で、あらゆる館種の図書館で、すべての年齢層の個人を対象に、学習のためのサービスを拡充し、並びに情報及び教育的資源へのアクセスを拡充すること。

(2) 地方、州、地域、国及び国際的な電子的ネットワークを通してすべての利用者に情報へのアクセスを提供するための図書館サービスを発展させること。

(3) あらゆる館種の図書館の間で、及び館種を横断して電子的及びその他のリンケージを提供すること。

(4) 他の政府機関及びコミュニティ・ベースの組織との官民のパートナーシップを発展させること。

(5) 様々な地理的、文化的及び社会経済的な背景をもつ個人、障害をもつ個人並びに機能的識字力の乏しい、又は情報を扱う技能 (information skill) が不足した個人を図書館サービスの対象とすること。

(6) 図書館利用に困難が伴う人並びに公共サービスが遅れた都市及び農村の地域社会を図書館情報サービスの対象とすること。

(行政管理予算庁 (Office of Management and Budget) によって定義され、地域サービス包括的助成金法 (Community Service Block Grant Act) 第673条第2号 [合衆国法典第42編第9902条第2号] に従い毎年改

訂され、)関係する規模の家庭に適用される  
貧困ライン以下の所得の家庭に属する(誕生  
から17歳までの)児童を含む。

(b) 特別規則

この款に基づき資金を受領する各州図書館  
行政機関は、個々の州のニーズに応えるため  
に、必要に応じて、(a)項に定める目的のため  
に資金を配賦することができる。

**第3款 実施条項**

**A目 州の要件**

**第9151条 州諮問委員会**

この節に基づく援助を希望する各州は、公共  
図書館、学校図書館、学術図書館、専門図書館  
及び協会図書館並びに障害をもつ人々に奉仕す  
る図書館を含む、州内の図書館組織体を広く代  
表する州諮問委員会(State advisory council)  
を設置することができる。

**B目 連邦の要件**

**第9161条 先住アメリカ人に対するサービス**

会長は、インディアンの部族並びに(先住ハワ  
イ人教育法(Native Hawaiian Education Act)  
第7207条[合衆国法典第20編第7517条]で定義  
する)先住ハワイ人を主たるサービス対象とし、  
かつ、それを代表する組織に第9131条(a)項第1  
号(A)に基づき会計年度において留保される金額  
から助成金を交付して、当該の部族及び組織が  
第9141条で定める活動を実施することができる  
ようにしなければならない。

**第9162条 国の指導者育成のための助成金、契  
約又は協力協定**

(a) 一般規定

会計年度における第9131条(a)項第1号(B)に  
基づく留保額から、会長は、全米の図書館サー  
ビスの質の向上を図り、図書館及び博物館の  
間の連携を図るため、助成金を交付し、又は

契約若しくは協力協定を締結するためのプロ  
グラムを策定し、これを実施しなければならない。  
その助成金、契約及び協力協定は、次  
の各号に掲げる要件に適合する活動のために  
使用されるものとする。

(1) 図書館情報学における人の教育、採用及  
び訓練。特に、新技術及びその他の重要度  
の高い分野においては、大学院生への奨学  
金、訓練生への手当、研究所又はその他の  
プログラムを含む。

(2) 図書館の改善、図書館情報学の教育、新  
技術の効果的かつ効率的な使用による図書  
館サービスの拡充及びその事業から派生す  
る情報の配信に関係する研究及び実証事業

(3) 図書館の資料及び資源の保存又は電子  
化。ただし、事業を実施する機関又は図書  
館組織体を超える連携協力、重複の回避及  
び研究者のアクセスを重視する事業を優先  
する。

(4) 図書館及び博物館の間の協力的な取組み  
を実証するモデル・プログラム

(b) 助成金、契約又は協力協定

(1) 一般規定

会長は、必要に応じて図書館、政府機関、  
高等教育機関又は博物館に助成金を交付  
し、又は契約若しくは協力協定を締結す  
ることにより(a)項で定める活動を執行す  
ることができる。

(2) 競争ベース

この条に基づく助成金、契約及び協力協  
定は、競争ベースで与えられる。

(c) 特別規則

会長は、この条に基づき援助される活動が  
適切な図書館及び博物館の専門家又は有識者  
により運営されることを確保するために最大  
限の努力をするものとする。

**第9163条 州及び地方のイニシアチブ**

この節のいかなる規定も、図書館サービスを運営する州及び地方のイニシアチブ及び責任を妨げるものと解釈してはならない。図書館の管理、職員の選考、図書館の図書及び資料の選択並びにこの節の目的に合致する範囲内でこの節に基づき提供される資金の最善の使用に関する決定については、州及びその地方支分部局に確保されなければならない。

### 第Ⅲ節 博物館サービス

#### 第9171条 目的

この節は、次のことを目的とする。

- (1) 博物館が、国民の遺産を構成する文化、芸術、歴史、自然及び科学の理解に社会全体を結び付ける公共サービスの役割を果たすように博物館に働きかけ、支援すること。
- (2) 博物館が、学校、家庭及び地域社会とともに学習の主たる提供者として、その教育的役割を果たすように博物館に働きかけ、支援すること。
- (3) 博物館サービスを増強するために最新の技術及び実務に関する指導、革新及び応用を促すこと。
- (4) 後世の人々のために合衆国の文化、歴史、自然及び科学の遺産を最高の水準で保存し、かつ管理することに関し、その受託責任を果たすように博物館に援助し、促し、かつ支援すること。
- (5) 最高水準の管理及び公衆サービスの実現に向けて博物館を援助し、奨励し、かつ支援すること、並びに公衆による利用の増加により博物館に生じた財政的な負担を軽減すること。
- (6) 博物館、図書館、学校及びその他のコミュニティ・オーガニゼーションの間における資源共有及び連携を支援すること。

#### 第9172条 定義

この節において次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

##### (1) 博物館

「博物館 (museum)」とは、本質的に教育的若しくは芸術的な目的のために永続的に組織された公営若しくは民営の非営利機関又は団体であって、専門的な職員を活用し、有形物を所有し、又は活用し、有形物を管理し、かつ、有形物を公衆に常時展示するものをいう。この用語には、水族館、森林公園、植物園、美術館、子ども博物館、一般博物館、歴史的建造物・史跡、自然センター、自然史・人類学博物館、プラネタリウム、科学技術センター、専門博物館及び動物園が含まれる。

##### (2) 州

「州(State)」とは、合衆国50州の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米国領バージン諸島、グアム、米国領サモア、北マリワナ諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア及びパラウをいう。

#### 第9173条 博物館サービス活動

##### (a) 一般規定

会長は、博物館図書館サービス委員会の政策的助言に従い、次に掲げることに要する経費の連邦分担金の支出を適当と判断したときは、助成金、契約、協力協定及びその他の援助形態を含む取決めを博物館及びその他の組織体と結ぶことができる。

(1) あらゆる年齢の個人が(展示、プログラム、出版物及びウェブサイトを含む)様々な形態のコレクション、情報及び教育資源に接して学習することができるように博物館を支援すること。

(2) 全国の学校との学習協力体制を構築し、州及び地方の学校のカリキュラムを支援し

- て博物館の資源及びプログラムを整備するように、博物館を支援すること。
- (3) 博物館がそのコレクションを評価し、保存し、調査し、維持し、展示すること、及びそのコレクションを使用して公衆に教育的プログラムを提供することにおいて博物館に支援すること。
- (4) 資源を共有し、地域社会を強化するため、博物館、図書館、学校及びその他のコミュニティ・オーガニゼーションの間の協働を拡大するように、博物館を促すこと。
- (5) 博物館のコレクション、プログラム及びサービスへのアクセスの向上を促すため、新技術及び放送媒体の利用の促進を図ること。
- (6) 地理的、文化的及び社会経済的に様々な背景をもつ人々へのサービス、並びに障害をもつ個人に対するサービスを提供するように、博物館を支援すること。
- (7) 都市近郊、農村地域、インディアン保留地及び州の諸機関のためのプログラムのよ様な、公衆の特定の部分に対する特別プログラムを博物館が整備し、実施することを支援すること。
- (8) 博物館運営のあらゆる局面で最高水準を確保するため、博物館運営をあらゆるレベルで増強する専門能力の開発プログラム及び技術援助プログラムを支援すること。
- (8) 博物館が、調査、プログラム評価、情報収集並びに博物館の専門職員及び公衆への情報の発信を行なうことを支援すること。
- (9) 博物館及び図書館の協働に関するモデル・プログラムを奨励し、支援し、かつ、普及させること。

(b) 連邦分担金

(1) 50%

第2号に定める場合を除き、(a)項に記載される連邦の分担は、50%以下とする。

(2) 50%を越す分担

会長は、1会計年度につきこの節[第9171条以下]に基づき使用可能な資金の20%までを(a)項に基づく連邦分担金が50%を超える取決めを結ぶために使用することができる。

(3) 運営費

運営費のための資金は、この条に基づき博物館以外の組織体に提供することはできない。

(c) 審査及び評価

(1) 一般規定

会長は、この節に基づき結ばれる(a)項で定める取決めを審査し、評価するための手続を定めなければならない。

(2) 技術援助の申請

(A) 一般規定

会長は、この節を実施するために予算化された資金の10%までを技術援助賞のために使用することができる。

(B) 個々の博物館

個々の博物館は、(A)に基づく技術援助賞を3回まで受賞することができる。ただし、その後の技術援助賞については、協会外部による再審査の対象となる。

(d) 先住アメリカ人に対するサービス

インディアンの部族及び(先住ハワイ人教育法 (Native Hawaiian Education Act) <sup>(注3)</sup> 第7207条で定義する)先住ハワイ人を主たるサービス対象とし、かつ、それを代表する組織が(a)項で定める活動の遂行を確保するために、会長は、第9176条に基づく予算額の1.75%をそれらの部族及び組織に対する助成又はそれらとの契約若しくは協力協定の締結のために留保しなければならない。

第9174条 【廃止】

第9175条 【廃止】

(a)項に従い、会計年度に割り当てられた金額は、支出されるまで使用することができる。

第9176条 歳出予算化の授権

(a) 助成金

この節を執行するため、会長は、2004会計年度に3860万ドル及び2005会計年度から2009会計年度までに必要とされる予算額の歳出予算化を授権する。

(b) 管理

この条に基づき1会計年度に割り当てられた資金の10%までをこの節を執行するための管理費に充てることができる。

(c) 支出未済額の繰越し

(注)

(1) 原文では”bequests, or devises”となっている。いずれも遺贈であるが、前者は物的財産の遺贈、後者は人的財産の遺贈を意味する。(田中英夫編「英米法辞典」の「devises」の項参照)

(2) 第9175条(b)項は、今回の改正に伴い廃止された。正しくは、第9176条(b)項であるものと思われる。

(3) 20USC §§7207

(ひらの みえこ・専門調査員)